

ライフジャケット貸出要領

(趣旨)

第1条 プール、川等において活動する際の子どもの安全確保等のため、松本市教育委員会が所有する子ども用ライフジャケット（以下「物品」）を市内の小学校、中学校及び団体に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機関及び物品借用申請窓口)

第2条 貸出機関及び物品借用申請窓口は、松本市教育委員会教育政策課松本市教育文化センター（連絡先0263-34-7600）とする。

(貸出物品)

第3条 貸出物品は、次の表のとおりとする。

| No. | 物品 | 数量 | 物品使用に係る身長を目安 |
|-----|---------------|----|--------------|
| 1 | ライフジャケット Mサイズ | 20 | 105～125cm |
| 2 | ライフジャケット Lサイズ | 35 | 125～155cm |

(物品貸出対象者及び物品の使用目的)

第4条 物品貸出の対象となる者（以下「貸出対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 松本市内に所在を有する保育園、幼稚園、こども園、小学校又は中学校
- (2) 幼児、児童又は生徒（以下「子ども」という。）を引率又は監督する団体であって、松本市内に所在を有するもの
- (3) その他教育委員会が必要と認める団体

2 貸出対象者は、貸出物品を次のいずれかの目的のために使用するものとする。

- (1) 子どもが参加する県内のプール、川等での活動において、子どもの安全を確保すること。
- (2) 貸出対象者が実施する安全教室等において、子どもにライフジャケット着用の重要性等を教えること。

(物品の借用申請)

第5条 物品の借用を希望する貸出対象者（以下「借用者」という。）は、ライフジャケット借用申請書（一般用）（様式1）又はライフジャケット借用申請書（小中学校用）（様式2）により、貸出機関に申請するものとする。

(物品の貸出等)

第6条 貸出機関は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第3条に規定する数量の範囲内において、別に定める使用マニュアルの内容を説明の上、借用者に物品を貸し出すものとする。ただし、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順に貸し出すことを原則とし、貸出数、貸出期間等は、貸出機関が調整するものとする。

- (1) 物品を、正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

- (2) 物品の使用に当たり、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える活動において物品を使用するおそれがあるとき。
 - (4) 営利目的で物品を使用するおそれがあるとき。
 - (5) その他貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき。
- 2 借用者は、物品を貸出機関から直接受け取ることを原則とし、物品使用後は速やかに物品を洗浄し、乾燥させ、貸出機関へ返却するものとする。なお、物品の借用及び返却に伴う物品の搬出及び搬入は、借用者が行うものとする。
 - 3 借用者は、物品の使用について、別添「ライフジャケット使用に関する遵守事項」を遵守するものとする。
 - 4 物品の貸出及び返却に伴う手続は、貸出機関が定める場所において行うものとする。

(物品の貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(物品の貸出料)

第8条 物品の貸出料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 借用者は、借用者及び物品を使用する子ども（以下「借用者等」という。）の故意又は不注意により物品を破損、汚損又は紛失したときは、物品の修繕等に係る費用を負担するものとする。

(責任の制限)

第10条 物品の使用により借用者等が受けた被害又は借用者等が第三者に与えた損害について、教育委員会は一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、物品の貸出に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別添 ライフジャケット使用に関する遵守事項

- 1 借用者は、物品を使用する子どもに物品を正しく装着させるとともに、物品を使用する活動の安全管理に十分配慮すること。
- 2 物品の使用により借用者等が受けた被害又は借用者等が第三者に与えた損害について、教育委員会は一切の責任を負わないことを了承すること。
- 3 物品の破損につながらないように、取り扱いに十分注意すること。特に、プラスチック製バックルは踏む等して破損させないこと。
- 4 物品の使用中に物品が破損したときは、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関に報告すること。
- 5 借用者は、借用者等の故意又は不注意により物品を破損、汚損又は紛失したときは、物品の修繕等に係る費用を負担すること。
- 6 物品使用後は、次の各号に掲げる作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数及び異常の有無を確認した上で貸出機関に返却すること。
- 7 借用者は、物品を第三者に転貸してはならない。